

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№489
2011・11・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03(5366)1131(代) FAX 03(5366)1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

- 福島原発被害の完全賠償を求め立ち上がる楢葉町の避難者…………… 向川純平
区域外避難者の切り捨てを許すな！…………… 吉田悌一郎
—福島原発広域避難者被害救済弁護団(仮称)の取り組み
「安全な場所での教育」を求めて—ふくしま集団疎開裁判…………… 柳原敏夫
大阪府教育基本条例案が描く公教育の姿—そのねらいは、新自由主義の貫徹 …… 大前 治
一刻も早い規定の改正を—婚外子相続差別に関する大阪高裁「違憲」決定…………… 大谷智恵
「出会系110番」の実施—出会い系サイト被害の救済に向けて…………… 莚田信之

裁判員裁判の実相⑱

- 共犯者の証言は信用できない 殺人の公訴事実を無罪とした判決…………… 齋藤拓生
—仙台地裁平成23年9月1日判決
給費制維持は最大の山場！—1000人パレードの成功を受け、さらなる運動の拡大を…… 田村優介
65期向け法律家4団体による事務所説明会へぜひご参加を！…………… 修習生委員会
企業の内部通報制度のあり方への警告—逆転勝訴！オリンパス事件…………… 中村雅人



ジンバブエの子ども

福島原発被害の完全賠償を求め 立ち上がる楢葉町の避難者

神奈川 向川 純平

□はじめに

二〇一一年一〇月一六日、いわきの広田次男会員、東京の小野寺利孝会員が共同代表となり、福島原発被害弁護団が結成されました。

この弁護団は、広田会員の呼びかけにより福島と首都圏を中心とした弁護士が結集し、二回の準備会を経て結成されました。この弁護団（全体弁護団）は、事業者や地域の避難者グループなどから受任した各弁護団（事件弁護団）のそれぞれの活動を基本としながら、各事件弁護団の活動を支援し、共通の課題については研究会を開くなどの活動を行い、本件原発事故の全面解決をめざすものです。

私は、九月一九日に開催された第一回弁護団準備会に合わせて行われた個別相談会、及び一〇月九日に行われた相談会において、楢葉町の避難者グループの方々から、お話を伺いました。一人ひとりの個別具体的な聴き取り内容を紹介することはできませんが、以下に聴き取りの概要及びその後の経過を報告します。

なお、弁護団の基本方針など、弁護団の概要については、前号（本紙No.四八八）の秋元理匡会員の記事に簡潔かつわかりやすく書かれておりますので、そちらを参照下さい。

□楢葉の人たちの方々の訴え

(1) 着の身着のままの避難

楢葉の避難者の方は、地震発生直後にはいったん地元の避難所に逃げ込んだり、自宅で待機をしていましたが、その翌日、消防などの行政機関により避難を指示、命令され、言われるがままに、着の身着のまま逃げていきました。いわき、郡山や会津にひとまず避難した人もいれば、いったん首都圏の親戚の居所に身を寄せた人もいます。

また、子どもだけ首都圏に避難させている人も多く、一家が分離してしまっている方もいました。最終的にはいわきに戻っても、慣れないアパート暮らしなど生活環境が激変したため、ストレスのかかる生活を強いられています。避難生活により、高齢で認知症のある父の症状が進行してしまっているという方もいます。

(2) カビだらけになった自宅

話を伺った方はみな警戒区域内に居住していたため、戻ることのできなくなった自宅の状況が大変心配されています。大地震で自宅の壁面にひびが入ったり雨漏りが発生したが、原発事故で避難せざるを得なくなった結果、雨漏りを止められず、家中水浸し、カビだらけになってしまったそうです。雨水が壁面のヒビに入り込み、壁が崩

落寸前で自宅が使用不能となってしまったという方もいました。短時間の一時帰宅で自宅の惨状を目の当たりにしても、直すこともままならない上に、東電の請求書でも、避難区域内の不動産等の財物に対する賠償案は先送りにされてしまっている、自分たちの家はどうなってしまうのだろうか……。避難者の方の不安は尽きることはありませんでした。

(3) 東電への不満

事故の起きる前は、「自分の子どもは役所か東電に入りたい」というほど、榎葉町は東電の天下だったそうです。現在も、東電の下請けとして勤務している避難者の方もあります。しかし、東電は避難者に仕事を与えているんだといわんばかりの態度をとっていることであり、ある程度落ち着いたら東電は下請けをバサッと切るだろう、とその方は悲観しています。

また、ある方は、一時帰宅の際、東電の職員に線量計を貸してほしいと頼んだところ、貸せないと言われたので、なぜ貸してくれないのかと問いただしたところ、その職員から「警察を呼ぶぞ」と語気強く言われたといえます。東電職員はとにかく被害者が悪いというような姿勢をとり、その対応は被災者を逆なでしていると口をそろえます。

(4) 東電請求書に対する不安、動揺

東電から請求書が届いたが、まずは分厚くて読

む気も起きないという方が大半でした。また、東電自身が支払う賠償額を決めてしまうことは許せないと述べられていました。特に、精神的苦痛は日に日に増しているのに、九月からは月五万円に減額されていることには大きな不満を感じていることです。

また、避難に関する感謝料及び生活費増額分の補償は一括して月一〇万円、六カ月で計六〇万円しか受け取れないが、警戒区域内にいる人は仮払いですで一〇〇万円以上受け取っており、東電請求書を出しても何ももらえないという方もいました。なお、仮設住宅のお年寄りには街中に出て行くこともままならず、買い物もできなくて不便がつている、そのようなお年寄りが東電のぶ厚い請求書について考える余裕はない、といった情報を提供してくれた方もいました。

□大原告団(請求人団)の結成に向けた兆し

避難者の方々は、原発事故で元の生活を奪われ、すでに七カ月以上経過しているのに、何の進展もないことに強い危機感を覚えています。

ただ、避難者の方も手をこまねいている訳ではありません。五〇〇〇人体制で職員を送り込む東電には一人だけの力ではとても対抗できない、そうであれば集団で立ち向かうしかない……。現

在、最初の相談会に来てくれた榎葉町のコアメンバーを中心として、各地の仮設住宅を回って声をかけ、完全賠償を勝ち取るうとする原告団(請求人団)が徐々に組織化、結成されつつあります。

□弁護士拡充のためにさらなる協力を!

弁護士では、東電請求書に対抗すべき損害論を弁護士として打ち立てるべく、理論面での緻密な議論が展開されています。

一方で、現場に入り、被害者に寄り添って話を聞くことが重要であることは言うまでもありません。当弁護士は被害者に寄り添い集団として責任を持ち、その多様な要求をくみ取って法的に実現することが基本方針です。また、事実の積み上げにより損害に関する理論もまた説得力を増し、適正な賠償獲得を実現できるはずで

す。しかし、今後も新たな事業者や避難者のグループがこの弁護士に依頼していただくことが予想されています。被害者に寄り添い、完全賠償をめざすための人手は圧倒的に不足しています。

全国の多くの会員が、被害者に対する謝罪、東電からの完全賠償、そして事故前への原状回復を勝ち取るため、この弁護士に参加し、協力を願う次第です。

区域外避難者の切り捨てを許すな！

福島原発広域避難者被害救済弁護団(仮称)の取り組み

東京 吉田悌一郎

1 区域外避難者をめぐる現状

被害の線引きを行い、賠償をできるだけ少なくします。そして被害者を分断してその力の弱体化を図る。これは過去の様々な公害事件や薬害事件において国や加害企業がとってきた常套手段である。三月一日の福島原発事故は、未曾有の放射線被害をもたらし、いまだにその事故は収束していません。

現在、およそ五万六〇〇〇人以上が福島県外に避難しており、東京都にも六〇〇〇人以上の避難者がいる。また様々な事情から避難できずに放射線の被曝に怯えながら生活している人々もいる。

ところが、今この福島原発被害においても、被害の線引きと被害者の分断政策が着々と進められ

ている。二〇一二年八月五日に、原子力損害賠償紛争審査会(以下、原賠審という)による「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(いわゆる中間指針)が公表された。しかし、この中間指針では、いわゆる風評被害等を除き、原則として政府による避難等の指示等(警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域等)にかかる損害のみを賠償の対象としている。

現在、福島県からの避難者のうち、いわゆる「自主避難者」と呼ばれる、政府による避難等の指示等があった区域の外、具体的には福島市・郡山市・いわき市などから避難している人々が相当数いる。そもそも放射線被曝の人体影響、特に低線量被曝の健康影響は未解明な点が多く、政府による避難等の指示等があった区域(三〇キロ圏内)

以外の地域であるから安全だとは到底言い切れない。区域外であっても、福島原発二〇キロ圏内の警戒区域よりも高い放射線量が検出されている地域もあり、政府による避難等の指示の合理性そのものに對する疑いも多くの識者によって指摘されているところである。また、放射線感受性の高い子どもの被曝リスクは、大人の場合よりも高いと言われている。こうした状況を考えれば、区域外の地域の住民が健康被害を危惧して避難を選択することは当然の合理的行動であり、また当然の権利であると言えよう。

しかし、現在のところ、前記のように区域外避難者は原則として原賠審の指針において賠償の対象となっていない。また、まさに有史以来と言ってもよい大公害事件を引き起こした加害者であるはずの東電も、この原賠審の指針を盾に、区域外

避難者に対して賠償に応じる姿勢を一切見せていない。国及び加害企業である東電による、被害の矮小化、被害の線引き、被害者の分断の意図はもはや明らかである。

2 避難者弁護団の結成

こうした被害の線引き、切り捨ての動きに危機感を抱いたため、私たち首都圏の弁護士有志約二〇名で、「福島原発広域避難者被害救済弁護団」(仮称)を立ち上げた。この弁護団は、直接的には前記の原賠審の指針で救済されない区域外避難者を対象としているが、もちろん区域内の避難者を排除する趣旨ではないし、今後は避難者以外の被害にも目を向けていく予定である。

私たちの弁護団は、被害者の線引きをせず、完全賠償と原状回復という大きな視点をもってたかかっていくこと、そして、被害者の積極的な生活再建や恒久的補償、地域再生等を進めるため、これまで原発推進政策を進めてきた国の加害責任を明らかにすることを大きな柱としている。そして、被害者の線引きをしないという点を補足すると、私たちは、前記の政府による避難等の指示等による線引きはもろろんのこと、推定放射線量による線引きも原則として行わない方針である。前記の低線量被曝の未説明性や、同じ地域であって

も計測する場所等によって放射線量が大きく異なる現象などを考えれば、推定放射線量によって線引きすることも合理性がないと考えている(そもそも、どこで、誰がどのように計測した放射線量なのか、そこからして疑わしい場合もある)。

3 一〇月二三日避難者説明会・相談会

私たちは、まず被害の実態調査を行う必要があることから、去る一〇月二三日に主に関東に在住する避難者を対象として、損害賠償に関する第一回説明会・相談会を開催した(豊島区勤労福祉会館)。その様子はマスコミ(一〇月二六日付東京新聞朝刊「こちら特報部」など)にも報道され、当日は小さな子ども連れの母親など避難生活を送る約三〇人二世帯が会場を訪れた。

相談会では、避難者の方々から、原発事故がいつ収束するかかわらず、いつ帰れるかわからないストレスや不安、長引く避難生活による経済的な困窮、現在居住する都営住宅(災害救助法の応急仮設住宅扱い)の期限が二〇二二年七月までとなっており、その先の生活の不安、子どもの健康を心配する声、子どもが東京での生活になじめずに荒れている、避難生活によるストレスでPTSDや不眠症に悩まされている、家族がバラバラになっ

せられた。

これまであまりクローズアップされて来なかった首都圏の避難者たち、しかし、彼らの被害、そして正当な要求は確実にあるのだと感じた。

今後、私たちはもつともつとこのような声を集め、被害を掘り起こし、不当に線引き、矮小化された避難者の被害の救済に向けて前進して行かなければならない。

4 弁護団の今後の活動

私たちは、今後も都内でこのような説明会・相談会を何度か開催する予定である。また、個別的に、相談会には参加できなかったが、話を聞いてほしいという避難者からの問い合わせもある。

今後も被害の聞き取り調査、被害の集約を進め、一定規模で請求人団を結成し、東電に対して集団的に損害賠償請求を行うことを検討している。その上で、最終的には集団訴訟を提起せざるを得ないであろう。

被害の矮小化、被害の線引きを許さず、様々な形で救済の対象から外される被害者を救済するため、私たちは最後まで被害者に寄り添いたたかう覚悟である。

「安全な場所での教育」を求めて

ふくしま集団疎開裁判

東京弁護士会 柳原 敏夫

1

二〇一二年六月二十四日、郡山市の小中学生二四人が郡山市を相手に、福島地裁郡山支部に、年一ミリシーベルト以下の安全な環境で教育を実施することを求めて、仮処分を申し立てました。

その理由は、一四人が通う七つの学校では、私たちの計算によれば、三月二日～五月二五日までの二カ月半だけでも、地上二メートルの放射線量の積算値は三・八×六・八ミリシーベルトに達し、悪名高い国際放射線防護委員会（ICRP）が一般人用に定めている安全基準値である年一ミリシーベルトの四倍から七倍近い値だったからです。その後、測定地点を「郡山合同庁舎」の一階に変更して、精度を高めて計算し直した結果、三月二日～八月三日までの地上二メートルの放射線量の積算値は七・八×一七・二ミリシーベルトに達しました。

2

この裁判は、過去の公害裁判や薬害裁判とちがいで、被害が発生しないうちに、しかも賠償金ではなく、単に「安全な場所での教育」を求めたものです。しかし、これは決して私たちがとつびな裁判を起こした訳ではありません。というのは、低線量被ばくによる健康被害の発生は一〇〇人のうち何人という風に確率的に分かってはいても、具体的にどの人に発生するかは分からないからです。その上、被ばくによる被害が発生

してからでは遅いのです。ガンや白血病などの健康障害が発生してからはお金で償うことはできません。だから、被害の発生前に子どもたちを避難させ、被害の発生を予防することが絶対に必要なのです。新しい酒は新しい皮袋に盛れ、という言葉がありますが、低線量被ばくによる深刻な健康被害の発生という現実が疎開裁判という新しい解決方法＝皮袋を要求しているのです。

3

仮処分の手続では、これまで四回裁判所と面談を持ち、当初、九月九日で審理を終え、結論を出す予定でした。しかし、九月九日の当日、私どもの提出した書面により、審理は異例の延長となりました。理由は直前の八月末に文科省が公表したセシウムの土壤汚染のデータにより、初めてチェルノブイリ事故との具体的な対比が可能となったからです。

矢ヶ崎克馬琉球大学名誉教授は意見書で、ルギヌイ地区という、セシウムの汚染度が郡山市と同程度の地区を取り上げ、チェルノブイリ事故以後、その地区で発生した異常な健康障害が、郡山の子どもたちをこのままにしておくと、今後、同様の健康障害が発生することが予測されると指摘しました。また、八月末に公表されたセシウムの土壤汚染のデータをチェルノブイリ事故で定められた避難基準に当てはめて、一四人の申立人が通う七つの学校周辺の測定地点を観察したところ、



郡山市で行われた疎開裁判を支援する市民集会・デモ(写真上)、裁判支援の10.15デモを大きく取り上げた東京新聞(2011年10月17日付)

二つの学校が住民を強制移住させた移住義務地域に該当し、四つの学校が、住民に移住する権利が認められる移住権利地域に該当することが分かりました(※1)。

4

仮処分の手続は、一〇月九日、相手方の郡山市の反論の書面で延長戦の前半を終えました。しかし郡山市は、私たちが指摘した「低線量被ばくの深刻な危険性」という問題に何ひとつ真正面から反論しようとせず、次のように言うだけです(※2)。

① その後、順調に学校での放射線量は下がって

きた。

② 申立人の子どもも親も転校の自由があつて、危険だと思えば転校すればよい、郡山市はそれを妨害してはいない。

③ 郡山市は子どもも学校滞在時間以外は、関知しない。それは、子どもたちの保護者によって自由に管理されるべきものだから。

④ 子どもたちの安全な環境で教育を受ける権利、これを侵害しているのは東電であつて、自分たちではない。

⑤ 自分たちは学校で放射線量の低減化のため可

能な限りの努力を尽くしている。だから、子どもたちの安全な環境で教育を受ける権利を侵害してはいない。

以上から、郡山市には子どもたちを安全な場所に避難させる義務は負わない、と。

これは人権宣言の正反対とも言うべき、人権放棄の宣言です。ここには希望がひとつもありません、あるのは絶望だけです。なぜ、郡山市は、歴史に永遠の汚点を残すような恥ずかしい主張ができたのでしょうか。それは親分である国や福島県もきつと同じ考えだから、それに従えば問題ないと思っているからです。

5

しかし、このような異常な環境で、異常な健康被害を予見しながら、子どもたちをこのまま被ばく環境に置くことは本来、絶対に許されないことではないでしょうか。これは万人が認めざるをえない真理です。にもかかわらず、国会や政府はこの真理をずっと無視し続けてきました。そこで私たちは、本来、「人権の最後の砦」として国会や政府の病理現象を正すことを使命とする裁判所に訴え出ることにしたのです。しかしそのためには、この裁判を担当する三人の裁判官の力だけでは不可能です。裁判官たちによる世直しを支持する多くの市民の力が必要なのです。

6

一月、この裁判の判断が下されます。裁判所は今、裁判の原点に帰り「人権の最

後の砦」としての使命を果たすのかどうかという試練の前に立っています。もし裁判所が勇気を奮って初心を貫いたならばそれは一四人の子どもの命を守るだけではなく、福島県の子どもたちの命を守る判断となるでしょう。そして、この裁判所の勇気と初心を支えるのは、この疎開裁判の正しさを支持する全国、全世界の無数の市民の存在です。最初、この裁判は五月に二人のお母さんと二人の弁護士の出会いから始まりました。五カ月後、裁

判所に疎開の判断を求める署名は二万五千通集まりました。一月二十五日の郡山デモにも、全国から多くの市民が駆けつけ、疎開裁判の正しさを支持する声を裁判所に届け、多くの市民が「人権の最後の砦」である裁判所とともにあるのだということを示しました(*3)。(一〇月二五日記)

【*1】それを示した汚染マップは

<http://1am.sakurane.jp/Nuclear/kou55-2Koriyamap.pdf>

【*2】郡山市の最終準備書面は

<http://song-deborah.com/copyright/Japaninfrige/Shiryo/Y/111009Yfinalassert.pdf>

【*3】その報告は、裁判の公式ブログ

<http://fukushima-sokai.blogspot.com/>

大阪府教育基本条例案が描く公教育の姿

—そのねらいは、新自由主義の貫徹—

大阪 大前 治

二〇一二年九月二日、橋下徹氏が代表をつとめる「大阪維新の会」は、大阪府議会に教育基本条例案を提出した。その内容は、教師への統制強化とともに、公教育の姿を根底から破壊する重大な危険性がある。

一 教育基本条例案の内容

①露骨な「教育への政治介入」

本条例は、教育への民意の反映が必要だと述

べ、知事や議会が教育に介入する仕組みを規定している。

すなわち、知事は「教育の目標」を設定して、これを府規則として定める。その実現に努力してないと知事が判断した教育委員は罷免される。府議会は、府教委が職務を「怠っているおそれ」



教育基本条例案に対する批判的論調が増えてきた

があるときは府教委からの「報告」を求める。府教委が職務を怠っていると府議会が決議したときは、知事は府教委に是正を求める。

府教委は校長の意向に反する教員人事を行った場合は、その理由を府議会に報告しなければならぬ。

② 校長は教育者ではなくマネージャー

校長は任期付の民間公募校長が原則となる。兼職禁止は緩和される。校長の任用は産業界などの外部有識者による面接を通して決定され、「マネジメント能力」が任用基準と明記されている。校長は教育委員会による評価とは別に、自ら教員に対する人事評価を行う。

③ 教員の地位は著しく不安定に

教員は「組織の一員という自覚を持ち、教育委員会の決定、校長の職務命令に従うとともに、校長の運営指針にも服さなければならぬ」とされる。

君が代斉唱などの職務命令に三回違反したら免職の対象となる。五段階の相対評価による人事評価がなされ、二年連続で下位五パーセントの評価を受けると分限免職の対象となる。七三項目もの懲戒事由が列挙される一方で、児童を懲戒するために「必要最小限の有形力」を行使できると明記された。

④ 保護者に教育責任を負わせる

保護者は、生活上の常識や基本的生活習慣を身に付けさせる義務、学校運営に参画

する義務を課せられる。教員が授業に最大限注力できるために、部活動の運営は教員に依存せず保護者の参加協力を求めるとの規定もある。

すべての府立学校で「学校協議会」が設置され、教員人事評価や教科書採択について協議結果を提出する。

学力テスト結果は市町村別および学校別に公開すると明記された。高校の学区制は廃止され、府内全域が一学区となる。三年連続で定員割れとなった学校は統廃合される。

二 教育基本条例がめざす公教育の姿

① 徹底した市場原理、競争原理の導入

教員への統制強化も重大な問題であるが、本条例案の危険性はそれにとどまらない。新自由主義の方向性が貫徹されている点に注視すべきである。米レーガン政権や英サッチャー政権が一九八〇年代に推し進めた教育改革（公教育の責任放棄）を、大阪流にアレンジしているのである。

新自由主義は、教育分野にも徹底した市場原理・競争原理を導入する。「官から民へ」、「教育の自由化」を標語にして、公立学校の縮小・民営化、学校運営への民間参入、教員の非正規雇用化が進められる。他方、保護者・住民には「教育責

任（アカウンタビリティー）」を課す。教育予算は「学力向上」と「教育責任」の成果に対して支出される。

この方向性は、大阪府教育基本条例案にも鮮明に示されている。教員の大量処分を可能にした点や、徹底した学校間競争により学校の淘汰縮小をめぐしていることは、前述のところから明らかである。

②細部に至るまで英米流の教育改革

保護者に対して、学校運営への参画や生活習慣の教育などを義務付ける点は、公教育の責任を放棄して保護者に「教育責任」を課す姿勢の表れである。

部活動は教員ではなく保護者が参加協力することが基本となる。児童生徒の発達成長のために部活動や時間外活動にまで指導関与する教員像ではなく、原則として授業と学力向上のみ専念する教員像（その多数は不安定な非正規雇用）が想定されている。

保護者や民間人からなる「学校協議会」が、教員の人事評価や教科書採択について協議する点も、行政ではなく保護者や住民が「教育責任」を負うという考え方に沿っている。

こうした細部にまで、英米で推し進められた新自由主義的教育改革の方向性が示されている。

三 「少数のエリート」と「冷遇を甘受する多数者」を作り出す教育

①新自由主義を貫徹するための

「教育基本条例」

橋下徹氏は、大阪都構想や道州制を推進している。国や道州に資金を集中して外交・軍事・大型開発を担わせ、財政基盤の弱い基礎自治体に教育や福祉施策を担当させるものである。生存権の保障は有名無実化され、徹底した競争原理と自己責任論が前提となる。そうした社会を実現するには、「競争を勝ち抜く少数のエリートづくり」と、「競争に負けて冷遇されることを甘受する多数の底辺層づくり」の両方が不可欠である。

教育基本条例案はその手段である。決して「橋下氏の思いつき」とか「人気取りの手段」ではない。現在の教育に対する不安を巧みに利用して、新自由主義の社会体制を実現・貫徹するため周到に作り出された条例案とみるべきである。

②「世界標準で競争力の高い人材」の源流

本条例案の第二条は、自由や権利とともに義務や規範意識を重んじる人材育成、社会から受けた「恩恵」を社会に還元する人材育成、他人に依存せ

ず自己責任で道を切り開く人材育成などを「教育の理念」に掲げる。

また同条は、「世界標準で競争力の高い人材」の育成を掲げている。小渕恵三首相（当時）が設置した「二世紀日本の構想」懇談会の最終報告書（二〇〇一年一月）が「世界標準で仕事ができる人材」の育成による国際競争力向上を掲げたことと完全一致している。同報告書と同じフレーズは、本条例案の随所に溢れている。

こうした流れを受け継いで、大阪から一気に教育改革を進めて全国に波及させようという狙いが条例案から窺える。

③反対の声を広げて廃案に

教育委員からも反対の声上がり、府立高校PTA協議会も本条例案に反対の声をあげている。テレビ・新聞も、かつてのような「橋下礼讃一色」ではなくなってきた。「維新の会」は府議会の半数をわずかに二議席上回っているだけである。民主・自民・公明・共産の主要政党はすべて反対で一致している。

反対の世論を高めれば、撤回・廃案とするのは不可能ではない。全国からご支援をいただきつつ、全力をあげる決意である。

一刻も早い規定の改正を

婚外子相続差別に関する大阪高裁「違憲」決定

大阪弁護士会 大谷 智恵

一 はじめに

婚外子(本稿では、決定の引用を除き、「嫡出子」を「婚内子」、「非嫡出子」を「婚外子」という)の相続分に関する民法九〇〇条四号ただし書前段(以下「本件規定」という)については、最高裁判平成七年七月五日大法廷決定(以下「平成七年決定」という)の合憲判断以来、最高裁では合憲の判断が維持されている。

ところが二〇一一年八月二四日、遺産分割審判に対する抗告事件において、大阪高等裁判所は本件規定を違憲であると判断した。婚外子の代理人として活動したことを踏まえ、同決定内容について報告する。なお本件は特別抗告がなされず、同月二六日に確定している。

二 事案の概要

本件は、二〇〇八年二月に大阪府内で死亡した男性の遺産分割に関するものである。相続人は、男性の配偶者、婚外子、男性の前妻の子である婚内子三人の合計五人である。男性は生涯で三回の法律婚をしたが、婚外子は男性が初めての法律婚をする数年前に生まれた子である。

男性の死後、遺産分割について協議が整わず、二〇一〇年五月に配偶者が調停を申し立て、同年八月、調停不成立により原審判手続に移行した。

大阪家庭裁判所は、二〇一二年四月二〇日、「非嫡出子の法定相続分を嫡出子の二分の一としたことは、合理的理由のない差別とはいえない(最高裁判平成七年七月五日大法廷決定民集四九卷七号一七八九頁参照)」とした。これに対し、婚外子は、二〇一二年五月六日、即時抗告を行った。

三 大阪高裁決定の内容

大阪高裁は、まず冒頭で、「本件規定は、法律婚の尊重という立法目的との合理的関連性を欠いており、憲法一四条一項、一三条及び二四条二項に違反して無効である」と判断し、以下のように理由を述べた。

相続に関する規律については立法裁量の余地は広いとした上で、「子の法律上の取扱いを嫡出か非嫡出かにより区別することは、本人の意思によつては左右できないことによる区別となる上、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の法定相続分より少なくすることは、法が非嫡出子を嫡出子より劣位に置くことを認める結果となり、法が非嫡出子に対するいわれない差別を助長する結果になりかねないことをも考慮すれば、「前記立法裁量を考慮しても慎重な検討が必要」とし、「各最高裁判例における反対意見や一部の補足意見が指摘するところ、平成七年決定以後、法制審議会における相続分平等化等を内容とする答申、我が国におけ

る婚姻、家族生活、親子関係における実態の変化や国民意識の多様化、市民的及び政治的権利に関する国際規約二八条一項により設置される委員会の意見、諸外国における国際的な区別撤廃の進捗等、国内的、国際的な環境の変化が著しく、相続平等化を促す事情が多く生じている」こと、国籍法に関する最高裁判決など「嫡出子と非嫡出子とを区別して取り扱わないことが公的な場面において一般化しつつあるともいえる」こと、抗告人が指摘した条約の規定等をも考慮すれば、「本件相続開始時においては、法律婚を尊重するとの本件規定の立法目的と嫡出子と非嫡出子の相続分を区別することが合理的に関連するとはいえず、このような区別を放置することは、立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えているというべきである」。

また大阪高裁は、裁判による違憲無効の宣言によって生じる問題があることを指摘しつつ、平成七年決定で「区別の合理性に疑問を呈する意見が述べられ、それ以降本件の相続開始まで一三年以上が経過し、非嫡出子が少数者として民主過程における代表を得難いことが明らかになったともいえるから、前記問題を理由に違憲無効との判断を避けるのは相当でない」とした。

そして、婚外子の法定相続分は、婚内子三人と同じく、八分の一になると判断したのである。

四 大阪高裁決定までの道のり

婚外子側としては、当初より本件規定の違憲性を主張していた。最高裁第三小法廷が、二〇一〇年七月、本件規定の違憲性が争われた事件について審理を最高裁大法廷に回付することを決めたというニュースを聞き、本人、代理人とも、最高裁で本件規定の違憲判断がされることを大いに期待していた。しかし二〇一〇年三月、同事件については当事者間で裁判外の和解が成立していたことから抗告の利益を欠くとして抗告を却下する決定がなされ（最高裁第三小法廷平成二三年三月九日決定）、本件が最高裁へいくまでに他の事件で違憲判断がされないだろうかとの期待が変わった。

翌月、原審判で残念ながら（予想通り）、平成七年決定を引用するだけの合憲判断がなされ、即時抗告をした。抗告理由書は、最高裁に提出するつもりで様々な議論を踏まえて作成した。従前の合憲判断を示した最高裁裁判官の数々の補足意見や反対意見の存在、最高裁第三小法廷が大法廷に回付した前記の事件の存在などから、漫然と従前の判例を引用して合憲判断をすることは裁判所として十分審理を行ったとは当然言えない。そのように理由書に記載し、大阪高裁で十分な審理が行われることを期待した。もともと本音を言えば、現時点において高裁レベルで違憲判断がされると

は思っておらず、最高裁までたたかうことになるかと覚悟していた。しかし大阪高裁は、前記のように詳細な審理をし、違憲判断を示したのである。

五 結び

最高裁の判断ではないとのことで、今後他の裁判所で合憲と判断される可能性もある。しかし、今回の大阪高裁の決定は、実務においてすでに少なからず影響を与えているようである。裁判所や婚内子側の姿勢が変わったとの話を聞いた。

これまでの最高裁の補足意見や反対意見で述べられてきたように違憲の判断においては相続開始時期が重要な要素となる。本件でも大阪高裁は二〇〇八年二月という相続開始時期を重視した。「婚姻関係の尊重」のために子に優劣をつけ、子を犠牲にすることは許されない。改正にあたっては様々な課題があるものの、本件規定の一刻も早い改正が望まれる。

なお、本件規定について適用違憲の判断が示された東京高裁平成二三年三月二〇日判決判タ一三二四号二二〇頁の事件について、現在最高裁に係属中とのことである。最高裁が本件規定について判断を示すかは分からないが、一刻も早い差別是正のためにも、最高裁で違憲判断が示されることを期待する。

「出会い系一〇番」の実施

——出会い系サイト被害の救済に向けて

岡山 菟田 信之
くきた のぶゆき



一 はじめに

二〇一二年一〇月一日、岡山において、岡山支部の弁護士会員四名による「出会い系二〇番」を実施した。岡山支部では、月に一度、事務局会議を行っており、支部で具体的な事件に取り組み、支部の活動を活性化させる案が持ち上がった。この案から、一年以上の準備期間を経て行われたのが今回の「出会い系二〇番」である。

出会い系一〇番を実施するに至ったのは、出会い系サイトの法律相談を各会員が受け、その被害の実態に触れたことによる。各会員が相談にあたった出会い系サイトによる被害金額は、数百万にもなり、高額である場合には、一〇〇〇万円を超える被害に遭った相談者もいるほどであった。し

かし、出会い系サイトの被害は、被害金額が高額であるにもかかわらず、被害の性質上、被害者が積極的に被害を訴えにくい。そこで、身近な相談先となり、出会い系サイトの利用による被害を救済すべく、岡山支部において出会い系等対策弁護団を結成し、出会い系二〇番を実施した。

二 出会い系サイトによる被害の実情

出会い系サイトの利用により、被害に遭う消費者が後を絶たない。全国の消費生活センターと国民生活センターへ寄せられた出会い系サイトに関する相談件数は、二〇〇九年度は三万三四八三件、二〇一〇年度は二万八四八一件であった。そして、被害に遭っている男女の割合は年度によって異なるものの、ほぼ同数であり、被害にあった年齢層

も二〇歳未満から七〇歳を越える者まで幅広い年齢層におよんでいる。

また、出会い系サイトによる被害は、多種多様であり、年々変化するのも特徴の一つであろう。

最近の出会い系サイトによる被害として、出会い系サイト運営者が「サクラ」を使用し、実際には出会えない「出会えない系」の被害が目立つ。サクラは、消費者にサイト内でメールを繰り返させることによりサイトの利用料金を支払わせ、消費者がサクラと気付くまでに多額のお金を使わせる。そして、実際に消費者がメール相手と出会うことはない。

現に、このような相談があった。相談者の携帯電話に突然、出会い系サイトからメールが入った。当初は、メールを無料で見られるということで、相談者はメールを開いた。開いたメールの内容は、性的関係を結べばメール相手から相談者に対して三〇〇万円が援助される、というおおよそ信じがたい内容であった。しかし相談者は、お金をもらえるのであればと、無料ポイントを使用し終わってからも、サイトを運営している会社から一ポイント一〇円のポイントを購入してメールを開くようになった。支払金額が高額になってからも相談者は後に引けず、さらにポイントを購入してメールを続けた。この相談者は結局メール相手に一度も出会うことはなく、自分が詐欺に遭っていると気

付くまでに数百万円を支払った。

三 救済にあたっての問題点

相談者から話を聞くと、明らかに詐欺であるとの印象を受ける。しかし、救済にあたっては様々な問題に直面する。まず、サイトを運営する会社に請求したとして会社が実在するのか否かである。実際、通知を出したが到達しないケースも多数ある。

また、出会系サイトの仕組みが、消費者からすると多様かつ複雑であることも問題の一つといえる。出会系サイトを利用する際の契約構造には、「消費者と出会系サイト運営会社の二面契約によるもの」と「消費者と出会系サイト運営会社に加え、クレジットカード会社、電子マネー会社が関わる三面契約によるもの」がある。クレジットカード決済に決済代行業者（インターネット上の販売業者と消費者との間の取引の決済手段としてクレジットカードに係る決済代行サービスを提供する場合における当該決済代行サービスを提供する業者〈決済代行業者登録制度運営規約第二条一項〉）が関与するとより複雑な構造になる。

サイト会社に対する支払方法も直接銀行で振り込む方法、電子マネーで支払う方法、クレジットカード決済で支払う方法などがある。そして支

払方法により、解決方法も異なってくる。

また裁判となれば、詐欺を立証できるか否かも問題となる。サイト運営会社の反論として、メール相手は会社の用意したサクラではなく、会社としてはメールをやりとりする者たちに、出会い系サイトというメール交換の場を提供したに過ぎないという主張がある。この点に関連する裁判例として、さいたま地方裁判所越谷支部平成二十三年八月八日判決がサクラを使ったサイト運営会社の詐欺を認定し、会社の不法行為責任を認めており、参考になる。サクラであることを立証するには証拠が重要であるが、相談者の中にはメールや振込明細といった証拠を紛失している者もあり、証拠をいかに収集することができるかが鍵となる。

出会系二〇番を実施するにあたり、出会い系等対策弁護団において出会い系サイトの被害で想定されるこれらの問題点及び救済方法を議論した。

四 出会系二〇番の実施

二〇番を実施するにあたり、二〇番の存在を知ってもらうために、司法記者に連絡し、記者に出会い系被害に関するレクチャーを行った。その結果、二〇番前日に地元の日山新聞及び毎日新聞に記事が掲載された。また、NHKでも、前日

の夕方と当日の昼のニュースで二〇番の実施の案内が報道された。

これらの広報活動により、二〇番当日（午前〇時から午後四時まで）には五件の電話相談を受けた。また、当日の夕方にもNHKで報道されたことにより、さらに一件の相談を後日受けた。

五 結び

今回の二〇番によって合計六件の相談を弁護団として受けたが、決して多い数字ではない。出会い系サイトを利用している人々への広報の方法は当弁護団でも話し合われたが、周知をどのように図るのかは今後の検討課題である。現在、全国的な規模での出会系二〇番を二月に実施することが検討されており、当弁護団も参加する予定である。全国的な取り組み、そして今後の継続した弁護団としての取り組みにより、出会い系サイトの利用による被害を救済していきたいと思う。

今回岡山支部として活動し、一年を超える準備期間を経て、「出会系二〇番」ひいては二月に行われる全国的な規模での出会系二〇番への参加という形で結実したわけであるが、今後とも青法協岡山支部として、具体的な事件に取り組み、積極的な活動を継続していきたい。

共犯者の証言は信用できない

殺人の公訴事実を無罪とした判決(仙台地裁平成二三年九月二日)

宮城 齋藤 拓生

一 検察官が主張する事案の概要

暴力団構成員であるBは、同じ暴力団の幹部である被害者と東京都内のマンションで同居していたが、いじめにあつて被害者を恨み殺害を決意した。そこでBは、犯罪グループの部下である仙台在住の被告人AとCに、被害者の殺害への協力を依頼した。被告人AとCは、上京し、殺害の方法について相談した。

殺害の計画としては、「被害者とBが帰宅し、被害者が寝込んだら、Bがマンションの外で待機している被告人AとCに連絡する。被告人AとCが被害者宅に入り、被害者が寝ているところを襲う。役割分担としては、被告人Aがロープで被害者の首を絞め付け、Bが被害者の顔や頭を鉄パイ

プでめつた打ちにして殺害する」ということとなった。そして被告人A、C及びBは、計画どおり被害者を殺害した。なお、Bは犯行当時、室内で被告人Aらが殺害する様子を見つと見ていた。被害者を殺害後、被告人Aらは、被害者の遺体を仙台市郊外の山奥に運んで遺棄した。

殺害行為が行われたとされるのは、二〇〇九年一月三日である。

〈二〇一〇年〉

二月 被告人AとCが本件殺人で逮捕される。

三月 五日 本件殺人で起訴される。

八月 二七日 Bに対する判決(本件は懲役一

五年、別件の殺人は無期)

〈二〇一二年〉

三月 七日 第二回公判期日(二日に結審して、一七日に判決の予定)

三月 二二日 東日本大震災により、裁判員解任、公判中断

八月 二三日 公判再開

八月 二六日 証拠調べ終了

八月 二九日 論告、弁論

九月 一日 被告人Aに対する無罪判決言渡

一〇月 六日 Cについて無罪判決言渡

二 時系列

〈一九九九年〉

一月 三二日 本件犯行

〈二〇〇九年〉

六月 頃

別の殺人事件について逮捕されていたBが本件犯行を自供

三 被告人の主張と争点

Bからは、被害者を拉致するのを手伝ってほしいと依頼された。上京して、被害者を拉致する計画に参加した。Bの指示に従って、被害者宅の外で、拉致した被害者を運ぶための車を用意して、待機していた。Cは、室内に入っていた。その後、Cと呼ばれて被害者宅に入ったところ、被害者が頭から血を流して死亡していた。

自分は、殺害行為には一切関わっていないし、殺害の計画があることも一切知らなかった。

したがって、本件の争点は、①被告人Aがロープで被害者の頸部を絞め付けるといふ殺害行為を実行したか、②被害者と共犯らとの間で殺人の共謀が成立したか、である。

四 検察官の論告の内容

1 Bの公判証言の信用性が極めて高いこと

(1) 客観的証拠等と符号

① Bが自白した場所から被害者の遺体が発見されていること

② B証言の犯行態様と遺体の頭部の損傷状況が合致していること

③ B証言が通話履歴と合致していること

④ B証言が死体遺棄にのみかかわったD証言

(「事件当日、CからBと被害者を殺害したと聞いた」など)と合致していること

(2) 具体的に迫真性があり、かつ、自然な内容であること

(3) 供述経過からして信用できること(Bは、一九九九年一月の本件を自供する以前に、二〇〇四年に犯した別の殺人も自供しており、死刑を覚悟の上自ら自供したこと)

(4) 共犯者における責任転嫁等の危険性はBには当てはまらないこと(首謀者であり一番重い責任を認めている)

2 Cの証言(被告人Aと一緒に拉致するために、被害者宅に入って、被害者の足を鉄パイプで殴り、被害者を縛り上げた後、被告人Aも自分も外に出た。被害者宅に戻ると、被害者が頭から血を流して死亡していた)は到底信用できない。

3 被告人Aの供述は到底信用できない。

五 判決の内容

判決は、「争点についての直接的な裏付けとなる客観的証拠は存在せず、被告人の本件殺人への関与を述べるB供述が唯一の直接証拠である。したがって、Bの供述に関する判断が、本件の争点についての結論を左右する」としたうえ

で、B供述の信用性について、次のとおりの判断を示し、被告人Aを無罪とした。

(1) 客観的証拠等の符号について

① Bが自白した場所から被害者の遺体が発見されていることは認められるが、この事実は被告人Aが殺人の実行行為に加わったという供述を直接裏付けるものではないから、B供述の信用性を担保する事情としては限界がある。

② B証言の犯行態様と遺体の頭部の損傷状況には矛盾がないとはいえるものの、それにとどまる。

③ B証言が通話履歴と合致しているとしても、Bは、本件の犯行時刻について、捜査機関から通話履歴を示されて、これに沿うよう供述内容を変えたという事情も認められるから、この点を過大に評価することはできない。

④ 死体遺棄にのみかかわったDの証言(「事件当日、CからBと被害者を殺害したと聞いた」等)については信用性が認められるが、D証言はあくまで主観的な証拠であり、長い年月の経過によって記憶の混同が生じているのではないか、あるいは関係者間の関係の全容が証拠上明らかになっていないため、証拠上現われていない虚偽の混入を疑わせるような事

裁判員裁判の実相 19

情が存在するのではないかとの疑念も払拭しきれないのも確かであり、結局、確固たる信用性を持つものとして全幅の信頼を置くことまではためらわれる。

(2) 検察官は、具体的に迫真性があり、かつ、自然な内容であると主張するが、むしろB供述には不自然な点が多数存在するのであって、これらはB供述の信用性を弱める事情と考える。

(3) 検察官は、供述経過からして信用できると主張するが、B供述の内容は、Bが実行犯であった場合と比較すればなお責任が軽くなる余地があることなどからすれば、B供述について被告人に対する責任転嫁等の危険が存在しないものと断定することはできない。

(4) 以上によれば、B供述には、その信用性に合理的な疑問が残るのであり、被告人の本件犯行への関与を直接証明するに足りる信用性を肯定することはできない。

六 起訴前弁護活動

被告人Aは、捜査段階では、本件犯行現場に行つたこともないとして、一切の関わりを否定して

いた。そこで勾留理由開示請求を行い、いかなる証拠から勾留の理由を認定できるのかについて、徹底的な求釈明を行い、勾留状を発布した裁判官を厳しく追及した。そのような活動を通じて、被告人との確固たる信頼関係が形成された。

七 公判前整理手続

可能なかぎりの類型証拠開示請求を行った。その結果、開示された証拠が、Bに対する反対尋問の資料としておおいに役立った。

予定主張については、被告人Aの言分には、十分合理性があると考えたので、拉致と死体遺棄の限度は関わりがあることは認めたくえで、その経緯と具体的状況について積極的に主張した。

八 公判における弁護活動

判決が指摘するとおり、「Bの供述に関する判断が、本件の争点についての結論を左右する」ことから、Bに対する反対尋問に全力を尽くした。「反対尋問の目的は、証言に対する弾劾であり、弾劾の手法としては、①客観的証拠との矛盾と②自己矛盾を突くこと肝要である」という反対尋問の基本をふまえ、類型証拠開示で開示された証拠を徹底的に精査して、万全の準備を行った。

弁論では、疑わしきは被告人の利益にの原則が刑事裁判の大切なルールであることを強調したうえで、反対尋問の結果に即して、Bの供述の問題点を、しつこいくらい指摘した(弁論の所要時間は約五〇分)。判決において、弁論で指摘したB供述の問題点がほぼそのまま採用され、Bの供述の信用性は完全に否定され、無罪判決を獲得することができた。

九 公判手続更新問題

本件は、三月七日から審理を開始、三月二日午後五時に結審する予定であった。

ところが、検察官の被告人Aに対する反対質問が終了し、裁判所の補充尋問を待つ休憩時間中の三月二日二時四七分に東日本大震災が発生し、裁判員は全員解任され(裁判員法四四条)、公判手続は中断となった。その後、八月二日に公判を再開し、八月二九日に結審、九月一日に判決言渡しとなった。

公判手続の再開にあたっては、更新手続をどのように行うかが問題となった。裁判所は、「本来は、刑訴規則二二三条の二第三項、第四項にしたがって、更新前に実施した証人尋問の尋問調書を朗読によって取り調べる必要がある。しかし、裁判員が、朗読を聞いて、心証を形成することは極

めて困難である。すでに実施された証人尋問については、DVDに録画しているので、それを職権で新たな証拠として採用し、それを再生して取り調べる。そして、更新前の調書の朗読については、刑訴規則二二三条の二第四項の『相当と認める方法』として、朗読を省略する」との見解を表明した。

弁護人としては、直接主義・口頭主義の要請からすれば、証人尋問をすべてやり直すが原則であると考えたが、他方、証人尋問のやり直しとなれば、検察官が、相当程度効果的であった弁護人の更新前に行った反対尋問に対する対策を講じてくるので、被告人に不利な結果になる可能性もあり、極めて悩ましい問題を突きつけられることとなった。

弁護人としては、究極の選択として、証人尋問のやり直しを主張して、証人尋問の実施を求めたが、裁判所は、それを却下して、DVDの証拠調べを行うことを決定した。

DVDの視聴は、裁判員に大きな苦痛と疲労を与え、かつ、証人に質問したくても質問できず大きなストレスを感じさせたようである。

裁判員裁判における更新手続の在り方は、今後の大きな検討課題の一つであると考ええる。

十 若干の感想

本件判決は、検察官の主張を、弁護人の批判をふまえて、合理的な疑問が残るか否かを吟味するという態度を貫き、疑わしきは被告人の利益にの原則に忠実な判断を行って、無罪の結論を導いていた。今回の無罪判決は、当然と言えば当然であり、弁護人としては、安堵している。

仮に職業裁判官による裁判でも、本件は無罪となつたであろうか。おおいに疑問である。これまでも、直接証拠として共犯者の自白しかない事件において、「検察官の立証不十分な点については、裁判官が自己の独自の知見を働かせて、不十分、不完全な証拠を無理に分析、つなぎ合わせて、推理や憶測を駆使してその不足分を補い、不合理な部分を繕うなどして証明力を自ら補充して、犯罪の成立を肯定する方向で犯罪事実を認定を行う」(最高裁判所平成二三年七月二五日最高裁第二小法廷判決における千葉勝美裁判官の補足意見参照)という疑わしきは被告人の利益にの原則に反する不当な有罪判決を何度か経験しているからである。

評議の中身がわからないので断定はできない

が、裁判員裁判の導入が、裁判員裁判の下での判断枠組の変化(真相解明型から主張吟味型へ)と裁判官の意識の変化をもたらしているのではないかと私は推測している。

たしかに、裁判員裁判と公判前整理手続には、被告人の人権保障の見地から、大きな問題があり、今後、改善・改革しなければならぬ点が多々あることは否定できない。しかし、市民が刑事裁判に参加する裁判員裁判には、えん罪を防止し、被告人の人権保障に資するという契機・可能性も十分に認められるのであり、問題点を改善・改革して、よりよい制度にしていくことこそが必要なのではないか。

また、主張吟味型の判断構造の下では、弁護人が検察官の主張に対して、有効適切な反論を行うことが極めて重要となり、弁護人の役割と責任は重大である。弁護人は、これまで以上に、熱い使命感と有効適切な弁護技術を兼ね備えて、弁護活動に取り組むことが求められている。

本件については、検察官が控訴した。裁判員裁判による判決についての控訴審の在り方も大きな問題である。被告人の無罪確定まで、奮闘する決意である。

給費制維持は最大の山場！

1000人パレードの成功を受け、
さらなる運動の拡大を

東京 田村 優介



二〇一一年二〇月二七日、「給費制存続を求め
る一〇〇〇人パレード」が開催された。

当日は、実にパレード日和の秋晴れとなり、日
比谷公園野外音楽堂には、朝一〇時過ぎから、ビ
ギナーズネットのメンバー、全国の弁護士、各団
体の方々が続々と参集した。

与制移行へ反対する流れを作ることができた。

今回のパレードの成功を受け、いよいよ給費制
維持を勝ち取るべく、引き続き運動を継続して行
きたく思う。みなさま方にも、今が正念場である
給費制維持運動にご協力をいただくよう、お願い
申し上げます。

決起集会では、各団体の方々からのお
言葉に続いて、宇都宮健児会長による決
意表明が行われた。集会の最後に、市民
連絡会の菅井事務局長によって集会アピ
ールの採択が行われ、パレード出発とな
った。

パレードでは、「法律家への道を閉ざ
すな」「未来の司法を壊すな」「市民のた
めの法律家を育てよう」といった力強い
シュプレヒコールが行われ、国会議事堂
の前では、各政党の議員に、直接陳情の
声を届けることができた(写真)。

決起集会は約一〇〇〇人、パレードに
はなんと約一五〇〇人もの参加があり、
非常に多くの方に参加していただき、大
成功をしたといつてよいと思う。政府設
置の法曹養成フォーラムでの「貸与制へ
の移行が相当」との不当なとりまとめに
屈することなく、私たちは、運動を継続
し、野党のみならず与党民主党内にも貸

青法協会所属の法律事務所のみならず

六五期向け法律家四団体による 事務所説明会へぜひご参加を！

修習生委員会 今泉 義竜

またこの季節がやってきました。二月一日

(土)、午後一時から、恒例の四団体事務所説明会
(自由法曹団・日本民主法律家協会・日本労働弁護団・青法協弁学合同部会)を開催いたします。

六五期は、二〇一二年二月下旬から二年間の司法修習を行い、二〇一二年二月登録予定の期です。青法協法科大学院生部会会員も複数名合格しており、すでに青法協新六五期修習生部会結成に向けた動きがあります。現在私たちに課せられた課題の果てしない大きさからすれば、少しでも多くの若い力をこの四団体に結集させる必要がありますことは自明です。一つでも多くの事務所が新しい力と出会える場になればと思います。

全国の会員所属の事務所におかれましては、六五期採用についてまったく検討する余地がないというごことでないかぎり、極力ご参加いただくよう

お願い申し上げます。

なお、都合により参加できない遠方の事務所
で、ぜひ新人をという事務所につきましては、メールまたはFAXにて、詳しい募集要項(事務所名、採用担当者、連絡先、採用予定人数、勤務条件、事務所の特色等)を送付下さい。当日参加した修習生に紹介いたします。

◆質問・参加受付

参加される事務所は、事務所名・参加者名をご記入の上、下記宛先までFAXまたはメールで、二月一日までに御連絡下さい。

弁護士・今泉義竜(東京法律事務所)

電話 03-33355-0611

FAX 03-33357-5742

メール imazumi@tokyolaw.gr.jp

参加要項

六五期向け四団体合同事務所説明会

◆とき：二月一日(土) 午後一時～

◆ところ：主婦会館プラザエフ「カトレア」

(JR四ツ谷駅から徒歩一分)

〒102-0085 東京都千代田区六番町一五番地

電話 03-3265-8111

◆参加費

事務所説明会 弁護士二人につき二万円
懇親会費 弁護士二人につき五千元

◆当日の予定

二時半 開場
三時開始(学習会)

六五期司法修習生を対象にした学習会で、震災・原発被害とのたたかひについて行う予定です(講師・久保木亮介弁護士)。この時点では、事務所側は参加していただくかなくても結構です。

二四時 事務所説明会開始

*遅くともこの時間までにお越し下さい。

二七時半 懇親会

企業の内部通報制度のあり方への警告

逆転勝訴！オリンパス事件

東京 中村 雅人

1 オリンパス事件と言うと、今や前社長の解任に端を発し、企業買収時の多額のコン

サルタント料をめぐる疑惑問題の発覚、株価の暴落、という報道が連日なされ、そのことかと、注目を引きそうだが、本稿はその話ではない。

オリンパスの従業員が、会社が取引先の社員を立て続けに引き抜こうとしていることを好ましくないと考え、中止させるため、会社が定めている内部通報規定（ヘルプライン）に基づき、社内のコンプライアンス室に通報したところ、これが実名で上司に流れ、通報したことに対する報復人事として営業職から経験したことのない調査職へ配置転換され、数々のパワーハラスメントを受けることになった事件である。

この従業員は、会社に在職しながら配置転換の無効を主張し配転後のパワーハラスメントが違法であるとして損害賠償等を請求してオリンパス（株）を被告とする訴訟を提起した。

すると、第一審が結審した後、さらなる配置転換が行われた。さらに控訴審段階で第三の配転まで行われている。

2 第一審の東京地方裁判所（田中一隆裁判官）は、二〇一〇年一月二十五日に原告の請求を棄却する判決を言い渡した（判例時報二〇七三号一三七頁）。

その理由は、①本件配転の不利益は、賞与の僅かな減額にすぎない。②配転による社員の不利益の程度や、通報の内容からすれば、通報に対する報復とは考え難い、③社員から通報者を明らかにすることの了解を得ており、規程には違反していない、などと認定している。

第一審判決を読んで感じたのは、公益通報者保護法ができ、企業コンプライアンスが叫ばれている今日、これらの趣旨が有効に活用されて公益が実現されているのではなく、違法・不当なことをしたい会社が、公益をかざして会社にとって不愉快な行動をとる従業員に対し、露骨に解雇などしないかわりに、実に巧妙に処遇しつつ自主退社に追い込もうとする手口を展開するようになったということ、そこを裁判所は打ち破れなかったのではないか、ということであった。

3 控訴審では、第一審のように多数の論点につき主張を展開するのではなく、的を絞った。会社が制定している企業行動憲章や行動規範では、「ヘルプラインへの通報は秘密が厳守され、通報したことにより何らの不利益を課されるものではない」ことが明記されているのに、会社の行為は完全にこの規定に反している、配置転換と通報とは連動し因果関係がある、パワーハラの実態は酷いものであり違法である、というあたりに重

点を置いて主張・立証を展開した。

東京高裁は、立証事項を限定しつつも従業員（控訴人）の本人尋問を認めた。

会社側からは新たな主張立証はなかった。

二〇二二年八月三十一日東京高等裁判所（鈴木健太裁判長）は、従業員の請求を完全に認める逆転勝訴判決を言い渡した。

4 一審判決は従業員の請求をすべて棄却したのに対し、控訴審は、従業員の主張の多くを採用し、三度にわたる配転も一連のものとして無効とし、会社及び上司に二二〇万円の損害賠償義務（逸失利益、慰謝料、弁護士費用）を認められた。

詳細は「季刊労働者の権利」(二九二号二〇二二年一〇月)光前幸一弁護士の評釈を参照されたい。

筆者らは控訴審から従業員の代理人として審理に関与したものである。

両判決の違いは、認定された事実に対する経験則、コモンセンスの働かせ方の巧拙にあると考える。その意味で、この二つの判決を読み比べることは、裁判所の事実認定の手法や問題点を理解することにおいても、きわめて有益である。

5 会社は、「公益通報者保護法」の施行(二〇〇六年四月)以前から、社内に同法の趣

旨を踏まえた内部通報制度を設け、企業倫理を含めたコンプライアンス経営の遵守を宣言していたが、その運用は粗雑なもので、本件は、この粗雑な通報制度が、従業員の平穏なサラリーマン生活を奪い、家族を苦しめ、会社自身の社会的信用を失墜させている。公益通報制度は、個人が公益の維持・増進に参加するという理念に基づくもので、日本人の法意識に変革を求めると言われるが、コンプライアンス精神が血肉化していない企業における通報制度は、通報者や企業に凶器として降りかかる。

「公益通報者保護法」は、会社が違法なことをやっていると知った場合、まずは、社内では正

する自浄作用を第一義とし、そこでは正されない場合に監督官庁に通報し、それでもダメな場合にマスコミなどの外部へ通報するという建前(同法三条)をとってスタートした。しかし、本判決は、法施行から五年経っても、第一義的に期待された社内における違法状態の是正が必ずしも十分でないことを明らかにし、公益通報者保護という法の精神を、企業の内部通報制度においてもきちんと実現することを求め、そのあり方に重要な警告を発したものである。



編集後記

▼震災から七カ月が過ぎた今も、福島原発による放射能汚染の被害は広がるばかりである。今も高い線量が残る地域に多くの人々が生活し、避難する権利すら実現していない実情にある。他方、広範囲に生じた甚大な被害に対する賠償も、まだ緒についたばかりで、被害救済にはほど遠い。これはまさに「放射能公害」である。▼「被害に始まって被害に終わる」というのが公害事件に取り組み

法律家の基本であると聞いた。本紙にも毎号、各地の被害の状況が生々しくレポートされている。そして、そうした被害の拡大防止と救済に立ち上がる弁護士団が、各地で結成されている。かつての四大公害事件のときのように、私たちは団結して、この未曾有の放射能公害に取り組みまなければならないだろう。▼本紙も、今後も継続して「放射能公害」の被害実態を伝え、被害救済活動の基礎になりたいと思う。

(米倉 勉)